TEL:0224-53-3918 eメ-ル:okdbkkt@pref.miyagi.jp

ホームページ・アト・レス: http://www.pref.miyagi.jp/ok-doboku/G_kenchiku/akentop1907.htm

(宮城県庁 土木部 大河原土木事務所 建築から入って下さい)

確認申請 心 大河原土木かわら版 心

既存不適格建築物への増築が緩和されました。 住宅瑕疵担保履行法が全面施行されます。 講習会情報

既存不適格建築物への増築が緩和されました。

既存不適格建築物への増築に関する告示(平成17年国土交通省告示第566号)が改正(平成21年9月1日施行)されるとともに、耐震診断の方法が新たに認定(平成21年9月1日認定)されたことにより、既存不適格建築物への増築(基準時の1/2以下の範囲の増改築)がしやすくなりました。

具体的には...

4号木造建築物の場合、 ~ の3パターンが新たに追加されました。

いずれの場合も、既存部分が既存不適格で、増改築部分が基準時の1/2以下の範囲である場合です。

4号木造建築物		EXP.J		EXP.J	
	既存部分	既存部分 A	增改築 部分 B 1/2A	既存部分 A	增改築 部分 B 1/2A
	構造上一体	構造上分離		構造上分離	
	建築物全体	既存部分	増改築部分	既存部分	増改築部分
緩和条件	耐力壁を釣り合いよ〈配置する等(令第42条(土台及び基礎)、令第43条(柱の小径)、令第46条(構造耐力上必要な軸組))の規定に適合することを確かめる。	と同じ。	現行の仕様規定 (令第3章(第8節 を除く)及び法第4 0条(地方公共団 体の条例による制 限の附加))に適 合させる。	剛晨診断基準に 適合させる。(新 耐震基準(*)に適	の増改築部分と 同じ。

また、4 号木造建築物以外の場合も、 既存部分が既存不適格で、増改築部分が基準時の1/2以下の範囲である場合には、 の方法が可能になりました。

EXP.J 号 木 増改築 造 既存部分 部分 建 B 1/2A 築 物 以 構造上分離 外 既存部分 增改築部分 耐震診断基準に 緩 適合させる。(新耐 ほぼ通常の構造計 和 **震基準(*)に適合** していることを確認 条 算 件 **する**ことで可。)

上記 ~ 等の適用を受けるには、 原則、以下の図書が必要になります。

(上記 ~ 以外でも、法第86条の7の適用を受ける場合は、同様です。)

既存不適格調書

- ·現況の調査書...既存不適格となっている規定·部分·基準時等を示した図書
- ・既存建築物の平面図及び配置図
- ・新築又は増築等の時期を示す書類…既存部分の検査済証等
- ・基準時以前の規定への適合を確かめるための図書等

緩和条件適合図書

── 緩和条件(法第86条の7の適用を受ける条件)に適合していることを示す図書

*新耐震基準とは、昭和56年6月1日時点の建築基準法における耐震基準をいいます。

関係法令等、こちらを参考にしてください。

(国土交通省HP: http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku house tk 000028.html)

(木造住宅等の増改築における建築確認申請の手引き: http://www.howtec.or.ip/gov/kaisei/zoukaitiku.pdf)

住宅瑕疵担保履行法が全面施行されます。

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律が**平成21年10月1日から全面施行**され、以後に新築住宅を引き渡す場合、保険加入又は供託のいずれかの対応が必要となります。

資力確保措置が必要となるのはどのような場合ですか。

→ 平成21年10月1日以降に新築住宅を引き渡す場合であり、工事遅延や売れ 残りも含みます。

資力確保の必要性は、契約時点ではなく、**引渡し時点**で決まります。工事が遅延したり、売れ 残りとなったため、引渡しが平成21年10月1日以降となった場合でも義務付けの対象となります。

平成21年10月1日になってから準備すればいいのですか?

→ 保険に加入するには着工前の中込み*が必要です。

保険加入により資力確保をされる場合は、工事中の現場検査が必要なので、着工前にあらか じめ住宅専門の保険会社である住宅報金担保責任保険法人へ申込みを行う必要があります。 引渡時期をよく考慮して準備を進めてください。

※平成22年3月31日までの申込住宅は、非破壊検査等を行い着工後・完成後でも保険加入が可能です。 保険料等は通常よりも高くなります。

資力確保が必要な新築住宅とはどのようなものですか?

→ 戸建住宅や分譲共同住宅だけでなく、賃貸住宅や社宅なども含まれます。

「新築住宅」とは、新たに建設された「住宅」であって、建設工事の完了から1年以内で人が 住んだことのないものを言います。住宅には、戸建住宅や分譲共同住宅だけではなく、賃貸住 宅や社宅なども含まれ、新築住宅に該当する場合は資力確保の対象となります。

講習会等情報

建築関係の講習会等について、掲載しました。いずれも参加費無料ですので、奮ってご参加ください。

講習会等名称	開催場所	開催日時	ホームページ等	
住宅リフォームステップアップセミナー(事業者向け)	フォレスト仙 台	H21.10.22	http://www.koushuukai.jp/list.php? pref=4#result	
住宅リフォームステップアップセミナー(消費者向け)	日建学院 仙台校	H21.11.8		
木造住宅の耐震補強のポイントと実務講習会	仙台国際セ ンター	H21.11.18		
省エネ・バリアフリー改修事業者向け講習会	エスポール みやぎ宮城 県青年会館	H22.2.4	http://www2.convention.co.jp/sho uene/shousai.php?w id=36	
木のまち・木のいえリレーフォーラムインみやぎ	パレス宮城 野	H21.10.3	http://www.geocities.jp/shinrinkyo usei/forum.html	

お知らせ

大河原土木事務所建築班のホームページをご覧下さい。 このかわら版をカラーで見ることができます。 また、いままで発行したかわら版をはじめ各種情報を掲載しています。 (宮城県庁 土木部 大河原土木事務所から入って下さい)